

隼人駅東地区土地区画整理事業の事業計画の概要

1. 事業の目的

本事業地区は、平成 17 年 11 月に合併により誕生した新市霧島市の中心市街地で、JR 隼人駅の東側に隣接し、国道、県道及び JR に囲まれた本市の中でも優れた立地条件にあります。

本事業により、JR 隼人駅の東口を新しい交通拠点とした中心市街地の形成を図るため、道路・駅前広場・公園等の公共施設の整備を行い、健全な都市環境を創出することを目的としています。

2. 事業の名称

隼人都市計画事業 隼人駅東地区土地区画整理事業

3. 施行者

霧島市

4. 施行地区面積

13.1ha

5. 都市計画決定告示日

平成 18 年 3 月 31 日

6. 事業計画決定告示日

平成 22 年 7 月 30 日

平成 25 年 9 月 10 日（第 1 回変更）

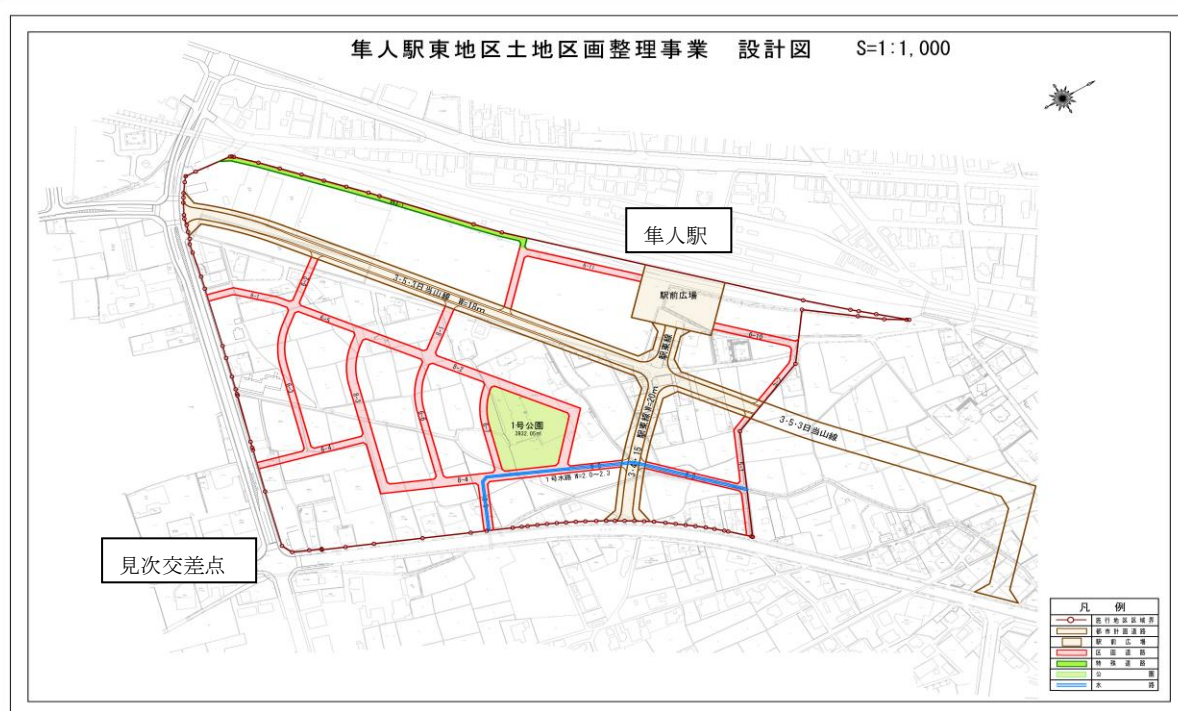
7. 事業施行期間

平成 22 年度 ～ 平成 34 年度

8. 整備される公共施設

区 分	名 称	幅 員	延長・面積
幹線道路	日当山線	18m	524m
	駅東線	20m	165m
	駅前広場		3,500 m ²
区画道路		8m～5m	1,781m
特殊道路	(歩行者専用道路)	4m	275m
水 路	(1号水路)		277m
公 園	(街区公園1号)		3,932 m ²

9. 設計図



平成25年9月10日変更

10. その他手続き等

土地に関する所有権以外の未登記の権利の申告

◎ 仮換地の指定や換地計画の決定のために、下記のような所有権以外の土地登記簿に記載されていない権利をお持ちの方は、申告や届出が必要となります。

その権利を有する方は、当該権利を証する書類を添えて、市に申告していただくこととなります。各申請様式は市区画整理課に備えておりますので、必要のある方はお問い合わせください。

- **借地権の申告**・・・建物の所有を目的とした土地の賃借権及び地上権
- **借地権以外の権利の申告**・・・建物の所有を目的としない土地の賃借権及び地上権

借地権及び借地権以外の申告に必要な書類

○借地権申告書、借地権以外の権利の申告書

- ・土地所有者と権利者が連署し、実印を押印して申告してください。(印鑑証明書を添付)
- ・土地所有者の連署が得られない場合は、権利を証する書類(契約書等)の添付が必要です。

- **権利変動届**・・・既に申告されている権利について、移転、変更又は消滅があった場合
- **所有権移転届**・・・土地の所有者の名義が変わった場合
- **相続届**・・・相続登記がなされていない場合及び相続が発生した場合

○相続登記をされていない場合は、土地区画整理審議会委員の選挙権・被選挙権や仮換地指定等の必要な権利が受けられない場合がありますので、相続人全員が連署（実印の押印、印鑑証明書を添付）した『相続届出書』を提出してください。なお、この届出は登記簿上の相続にはなりませんので、正式な相続登記をすることをお願いします。

- **住所氏名変更届**・・・住所や氏名が変わった場合
- **代表者選任通知**・・・土地が共有名義の場合や共同借地権者の場合

○代表者を選任していただかないと、土地区画整理審議会の選挙権・被選挙権を有することができませんので、代表者一人を選任して、権利者全員が連署（実印の押印、印鑑証明書を添付）した『代表者選任通知書』を提出してください。

※各申告・届出は、事業計画決定日から換地処分（事業終了）まで受け付けますが、そのうち借地権の申告については、選挙人名簿作成期間（別途お知らせします。）や仮換地の指定・換地計画の決定のため、必要がある場合において届出の受理を停止しますのでご注意ください。

建築行為等の制限

◎ 事業計画の決定により、施行地区内での建築行為等（建築物や工作物の新築・改築・増築、土地の区画形質の変更、重量が5トンを超える移動が容易でない物件の設置又は堆積）を行おうとする場合は、**土地区画整理法第76条に基づく許可が必要**になります。

原則として、仮換地が指定され、使用可能になるまでは建築行為ができませんのでご注意ください。

※具体的な建築行為等の制限や許可申請に関する様式及び添付書類等については、市区画整理課までお問い合わせください。

事業計画書及び施行規程の長期縦覧

◎ 事業計画決定の日から換地処分の公告の日まで、施行地区及び設計の概要を表示する図書（事業計画書及び施行規程）の写しを、市区画整理課において縦覧することができます。

◎ 隼人駅東地区土地区画整理事業に関するお問い合わせ・ご相談は下記までご連絡ください。

〒899-4394

霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号

霧島市 建設部 区画整理課 業務第 3 グループ

[代表] 0995-45-5111 (内線 2915、2916)

[直通] 0995-64-0989

[F A X] 0995-64-0958

E-mail : kukaku@city-kirishima.jp

